

上水道・下水道

● 上水道

☎ 水道課 ☎0297-35-2114

水道工事の申し込み

ご家庭で上水道の新設・増設・修理・撤去などの工事を行うときは、市が指定した工事事業者にお申し込みください。指定工事事業者以外で工事を行うと、無資格・無届の違反工事となりますのでご注意ください。現在登録されている指定工事事業者については、市ホームページをご覧ください。水道課へお問い合わせください。

届け出

次のときは、事前にご連絡をお願いします。

- ・転入などで、使用を開始するとき
- ・転出などで、使用を中止するとき
- ・水道の使用者や所有者の名義が変わるとき
- ・用途の変更をするとき

水道の故障と修理

漏水は大切な水が無駄にするばかりでなく、料金の負担も多くなります。わずかな漏水でもそのままにしておかないで、すぐに修理するようにしましょう。

宅地内で水道管が破裂して水が噴出した場合は、メーターボックス内の止水栓を右に回し水を止め、指定工事業者に連絡して修理を依頼してください。

＜ご家庭でできる漏水のチェック方法＞

- ① 宅内の蛇口をすべて閉める。
- ② メーターボックスを開け、水道メーター器内のパイロット（コマ）を確認する。
- ③ パイロットが回転していれば漏水です。

水道料金の支払方法

水道料金の請求は、月に1回です。請求した水道料金は原則として、口座振替でお願いします。市内に店舗のある金融機関であれば、どの支店でも振り替えは可能です。振替依頼書は市内の金融機関にありますので、通帳と届出印をおもちいただき、直接金融機関の窓口で手続きをお願いします。

水道料金

水道料金は、一般家庭の場合、基本料金と超過料金およびメーター使用料の合算になっています。

現在、坂東市では、岩井地域と猿島地域で料金体系が異なりますのでご注意ください。

① 岩井地域：用途別料金

ア. 水道料金

種別	用途	基本料金（1か月につき）		超過料金 1㎡につき
		水量	料金	
専用	一般用	10㎡につき	2,120円	225円
	一般営業用	20㎡につき	4,250円	225円
	浴場営業用	100㎡につき	15,640円	175円
	団体用	20㎡につき	4,250円	225円
	臨時	10㎡につき	4,250円	450円
共用	—	一世帯につき 5㎡まで	1,060円	225円

イ. メーター使用料

口径	料金 (1か月につき)	口径	料金 (1か月につき)
13mm	90円	40mm	705円
20mm	175円	50mm	1,145円
25mm	265円	75mm	2,200円
30mm	350円	100mm	2,750円

② 猿島地域：口径別料金

ア. 水道料金・メーター使用料

口径	基本料金（1か月につき）		超過料金 1㎡につき	メーター 使用料
	水量	料金		
13mm	10㎡につき	2,120円	225円	90円
20mm				175円
25mm				265円
30mm				350円
40mm				705円
50mm				1,145円
75mm				2,200円

設備工事

エリアマップ5図 D-2

水道設備を主とした会社です

(有) 三村設備

創業以来「地球環境を守る」ことをモットーにしております。
ただ作る・壊すのではなく常に環境のことを考え再利用・エコを意識した工事を行っています。

■坂東市みむら750-3
■TEL:0297-34-3828 ■FAX:0297-34-3827
水道設備・上水道工事・下水道工事・浄化槽工事・ユニットバス工事
【茨城県知事 許可 08-017939号】



設備

エリアマップ6図 B-5

坂東市指定上下水道工事店

有限会社堀越設備

水廻りのトラブルならお任せください

■坂東市猫実900-1
■TEL:0297-39-2007 ■FAX:0297-39-2908
■営業時間／8:00～17:00 ■休業日／日曜日

下水道

☎ 下水道課 ☎0297-21-2198

排水設備工事

下水道または農業集落排水が使用できる区域にお住まいのかたは、くみ取り式トイレでは3年以内に、浄化槽が設置されているところでは速やかに、工事を行ってください。この工事は、市が指定する排水設備工事店が行うよう制度化されています。また、3年以内に工事を行う場合に、水洗便所改造融資あっせんおよび利子補給制度もあります。

現在登録されている指定工事事業者については、市ホームページをご覧ください。下水道課へお問い合わせください。

下水道使用料

汚水の排水量は、原則的に上水道使用水量にもとづき計算します。使用料は、水道料金とともに上下水道料金として納付していただきます（口座振替制度あり）。

●使用水量の算定

- ①上水道のみを使用している場合、上水道の使用水量
- ②自家水（井戸）のみを使用している場合は、家族構成員により認定（1人あたり1か月7㎡とし4人目からは1人あたり5㎡）
- ③上水道と自家水を併用している場合は、②の認定水量と上水道使用水量を比較して多い方の水量

●下水道使用料金

基本料金 (1か月分)	超過料金	
1,550円 (10㎡まで)	10㎡を超え20㎡まで	155円/㎡
	20㎡を超え30㎡まで	165円/㎡
	30㎡を超え50㎡まで	175円/㎡
	50㎡を超え100㎡まで	185円/㎡
	100㎡を超えるもの	195円/㎡

※上水道への切り替え、世帯人数などに変更があった場合は、下水道課までご連絡をお願いします。

農業集落排水施設使用料

使用料金は、下記の表により算出しています。

区分	使用料金(月額)	
	世帯割	人数割
一般家庭	2,100円	500円
事業所	2,100円	500円



土木工事・設備工事

エリアマップ5図 D-2

坂東市上下水道指定工事店

有限会社 茨大工業

上下水道工事からトイレや風呂場などの水まわり新築・リフォーム工事、給排水設備工事まで、お客様を幅広くサポートいたします。

■坂東市上出島109-1
■TEL:0297-34-3800 ■FAX:0297-34-2288
豊富な経験と確かな技術で安心・安全・迅速な対応を心がけます。



P あり